



参考配布

平成 30 年 9 月 26 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 新田 峰雄

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

システム開発事業者へ「二重派遣」を行っていた

派遣元事業主 2 社に対する行政処分について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成30年9月26日

担 当	大阪労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課長 西田 尚子 主任需給調整指導官 半田 敦裕 電話 06-4790-6319
--------	---

システム開発事業者へ「二重派遣」を行っていた 派遣元事業主2社に対する行政処分について

大阪労働局（局長：井上 真）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主2社に対して、本日、下記のとおり、行政処分を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

- | | |
|-------|--|
| 1 名 称 | 株式会社コンサルティング・ファーム（代表取締役 松井 一夫） |
| 所在地 | 大阪市中央区南船場1丁目16番20号ムラキビルディング5階 |
| 許可番号 | 派27-300667 |
| 許可年月日 | 平成18年6月1日 |
| 処分内容 | 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
（内容は第3のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（内容は第4のとおり） |
| 2 名 称 | 株式会社トライアーク（代表取締役 西村 正廣） |
| 所在地 | 大阪市中央区南新町2丁目3番7号 |
| 許可番号 | 派27-302248 |
| 許可年月日 | 平成28年6月1日 |
| 処分内容 | （特定労働者派遣事業（平成16年11月25日届出）からの転換）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（内容は第4のとおり） |

第2 処分理由

- 1 株式会社コンサルティング・ファームは、少なくとも平成 27 年6月1日から平成 30 年2月28 日までの間、システム開発事業者と締結した労働者派遣契約に基づき、株式会社コンサルティング・ファームと雇用関係にない労働者 12 名を、延べ 3,302 人日、自己が雇用する労働者と称してシステム開発事業者に送り出し、システム開発事業者の指揮命令の下、システム開発業務に従事させ、もって法定の除外事由なく職業安定法第 44 条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

- 2 株式会社トライアークは、平成 28 年4月1日から平成 30 年2月28 日までの間、システム開発事業者と締結した労働者派遣契約に基づき、株式会社トライアークと雇用関係にない労働者 1 名を、延べ 445 人日、自己が雇用する労働者と称してシステム開発事業者に送り出し、システム開発事業者の指揮命令の下、システム開発業務に従事させ、もって法定の除外事由なく職業安定法第 44 条において禁止されている労働者供給事業を行ったこと。

(別添 1「事案の概要図」参照)

第3 労働者派遣事業停止命令の内容

株式会社コンサルティング・ファームは、平成 30 年9月27 日から平成 30 年12月26 日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

- 1 労働者派遣事業、請負事業のすべてを対象として、労働者派遣法及び職業安定法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

(1) 株式会社コンサルティング・ファームにおいては、

- ① 職業安定法第 44 条 (労働者供給事業の禁止)
- ② 労働者派遣法第 24 条の 2 (派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止)

(2) 株式会社トライアークにおいては、

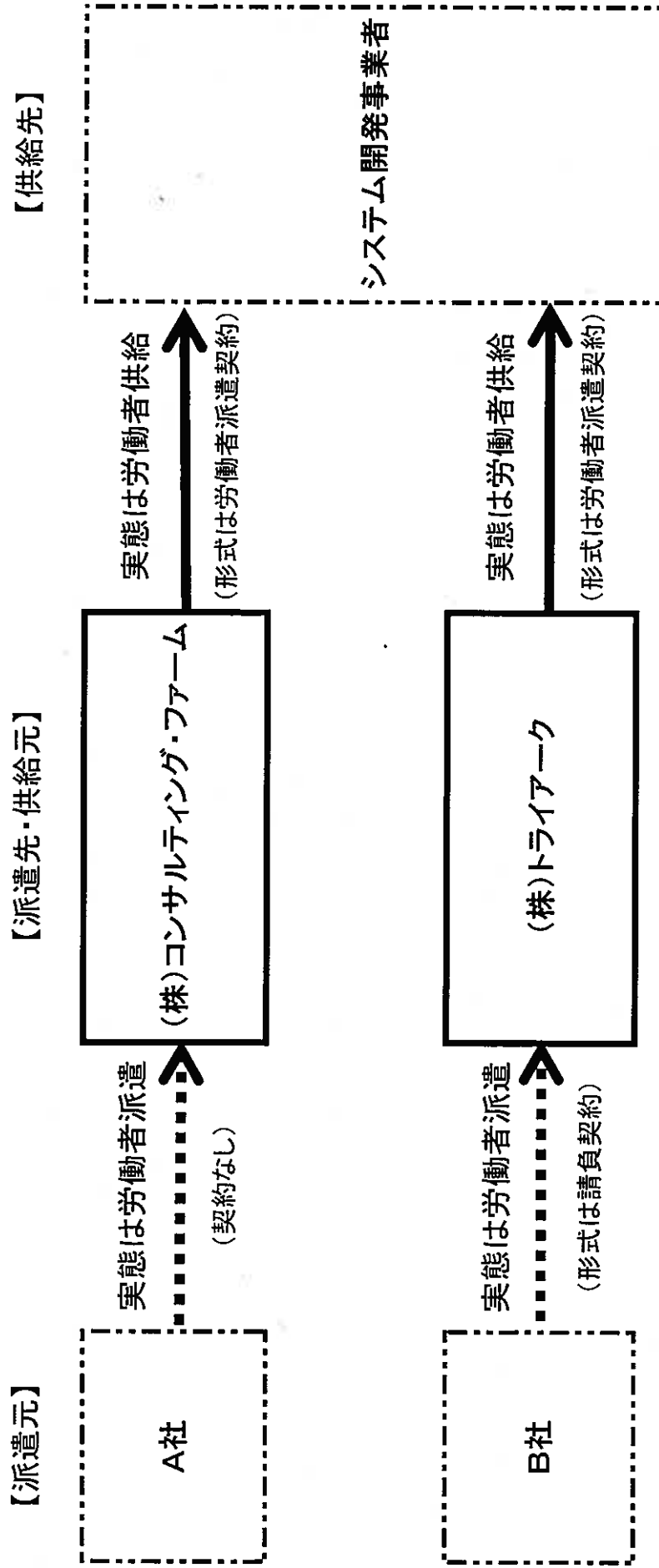
- ① 職業安定法第 44 条 (労働者供給事業の禁止)
- ② 労働者派遣法第 26 条第 1 項及び第 4 項 (契約の内容等)
- ③ 同法第 41 条 (派遣先責任者)
- ④ 同法第 42 条第 1 項及び第 3 項 (派遣先管理台帳)

2 上記第2に係る職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 職業安定法、労働者派遣法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※職業安定法、労働者派遣法の関係条文は別添2をご参照ください。

事案の概要図



○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

（労働者供給事業の許可）

第四十五条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主からの労働者派遣の受入れの禁止）

第二十四条の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣元事業主以外の労働者派遣事業を行う事業主から、労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

（契約の内容等）

第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2～3 （略）

- 4 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

5～6 （略）

（派遣先責任者）

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
 - ロ 当該派遣労働者に係る第三十九条に規定する労働者派遣契約の定め
 - ハ 当該派遣労働者に係る第三十五条の規定による通知
- 二 第四十条の二第七項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

（派遣先管理台帳）

第四十二条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類

- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

2 （略）

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

（改善命令等）

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

（権限の委任）

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 （略）